○インターネット異性紹介事業関係事務取扱要綱

平成20年12月25日

例規(生環)第34号

改正 平成31年3月26日例規(生企)第10号

令和3年8月31日例規(警)第18号

令和5年2月14日例規(生企)第7号

第1 趣旨

この要綱は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「法」という。)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成20年政令第346号)及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 事業の届出の受理

警察署長(以下「署長」という。)は、法第7条第1項の規定によるインターネット異性紹介事業(以下「事業」という。)の届出を受理したときは、警察本部長(以下「本部長」という。)に受理番号を照会し、インターネット異性紹介事業届出台帳(別記様式第1号。以下「台帳」という。)を作成するものとする。

第3 事業の廃止に係る届出の受理

署長は、法第7条第2項の規定による事業の廃止に係る届出を受理したときは、台帳の 補正を行うものとする。

第4 事業の変更に係る届出の受理

- 1 署長は、法第7条第2項の規定による事業の変更に係る届出を受理したときは、本部 長に受理番号を照会し、台帳の補正を行うものとする。
- 2 前項の場合において、当該届出が警察署の管轄区域を異にして行われる事業の本拠となる事務所(事務所のないインターネット異性紹介事業者(以下「事業者」という。) にあっては住居。以下「事務所」という。)の変更に係る届出であるときは、署長は、第2の規定に準じて台帳を作成するものとする。

第5 指示

署長は、管轄区域内に事務所を有する事業者に対し、法第13条の規定による指示をする必要があると認める場合は、規則第7条に規定する指示書を作成し、当該指示を受ける

事業者に交付するものとする。

第6 事業停止命令及び事業廃止命令

- 1 署長は、管轄区域内に事務所を有する事業者に対し、法第14条第1項の規定による 事業停止命令又は同条第2項の規定による事業廃止命令を行う必要があると認めると きは、事業停止(廃止)命令処分上申書(別記様式第3号)に疎明資料を添えて、本部 長に上申するものとする。
- 2 本部長は、上申に係る事業停止命令又は事業廃止命令が決定したときは、規則第8条 に規定する命令書を作成し、当該上申に係る署長を経由して当該命令を受ける事業者に 交付するものとする。

第7 資料の提出要求及び返還

- 1 署長は、事業者から法第16条の規定による資料の提出を受けるときは、提出書(別記様式第4号)とともに提出させるものとする。
- 2 署長は、事業者から提出資料の返還要求があった場合は、提出書に事業者の署名を求めた上で、返還するものとする。

第8 他の公安委員会への通報

本部長は、法第17条第2項の規定により、事業者の違反行為等について他の公安委員会に通報する場合は、行政処分事由該当事案等通報書(別記様式第5号)により通報するものとする。

第9 行政処分事由該当事案の通報

署長は、取締り等を通じて、管轄区域内に事務所を有する事業者以外の事業者が法第 17条第1項第2号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は同号 に規定する処分に違反したと認めるときは、法令違反行為等認知通報書(別記様式第6号) により本部長に通報するものとする。

別記様式第1号(第2関係)

インターネット異性紹介事業届出台帳

受 理 番 号		
受 理 年 月 日	年 月 日	
(ふりがな) 事業者の 氏名又は名称 (個人の場合は生年月日)	年月	日生
事業者の 住 所		
広告又は宣伝を する場合に使用 する 呼 称		
事務所の所在地 電 話 番 号 メールアドレス	電 話(メールアドレス()
児童でないことの 確 認 の 方 法		
送信元識別符号		
事業開始年月日	年 月 日	
代 表 者 (ふりがな) 氏 住所・生年月日	年 月	日生
備考		

	役 職 (ふりがな) 氏 名 住所・生年月日	年	月	日生
	役 職 (ふりがな)			
	氏 名 住所・生年月日	年	月	日生
	役 職 (ふりがな) 氏 名			
	住所・生年月日	年	月	日生
役	役 職 (ふりがな) 氏 名			
12	住所・生年月日	年	月	日生
	役 職 (ふりがな)			
	氏 名 住所・生年月日	年	月	日生
員	役 職 (ふりがな)			
	氏 住所・生年月日	年	月	日生
	役 職 (ふりがな)			
	氏 名 住所・生年月日	年	月	日生
	役 職 (ふりがな)			
	氏 名 住所・生年月日	年	月	日生
	役 職 (ふりがな)			
	氏 名 住所・生年月日	年	月	日生

受	理	番	号	変	更	年	月	月	変	更	事	項

様式第3号(第6関係)

Щ	形県警察本語		합 나 / 1호 나	\	ı /\		号 日 署 長				
		争 兼 1	亭 止(廃 止	7 年 7 火	上分 上 甲 章	=					
被	事業 氏名又は (法人の場合 表者の氏名	名称									
処	事 業 注	者の所									
分	使用してい	る呼称									
者	送信元識	引符号									
	受 理	番号									
適用法令											
違反内容	Ž										
	行政	指導	行政外	処分		刑事処分					
違反	指導年月日 違反態様		処分年月日	処分結果	処分年月日	違反態様	処分結果				
前											
歴											
情状意見等			1	1			1				

備考 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上添付すること。

様式第4号(第7関係)

提 出 書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所 氏名

年 月 日山形公委 第 号により、山形県公安委員会から提出要求のあった下記報告資料を提出します。

報告又は資料名	数量	返還等の要否	備 考 返還年月日、返還を 受けた者の署名など
	報告又は資料名	報告又は資料名数量	報告又は資料名数量返還等の要否

様式第5号(第8関係)

行政処分事由該当事案等通報書															
											年		月	日	
公安委員会 殿															
									ı	山形	県公	安	委員	会 耳]
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法 条第 項に規定する □ 行政処分事由に該当する 事案について下記のとお 報する。															
(ふりがな) インターネット異 性紹介事業者の 氏名又は名称								 							
インターネット異 性紹介事業者の 住 所															
(ふ り が な) 法人にあっては、 その代表者の氏名								 							
	1							 							
(ふりがな) 広告又は宣伝を する場合に使用	2							 							
する呼称	3							 							
事務所の所在地															
事業開始届出書 受 理 番 号															

違反行為をし、 又は処分に 違反した者 に関する事項	
違反行為をし、 又は処分に違反 し た 年 月 日	
違 反 行 為 又 は 処分に違反した 行 為 の 内 容	
	事案名
上記違反行為又は	罪名
処分に違反した 行為が刑事処分に	検挙年月日
係るものである場合	送致年月日
	送致検察庁
添付書類の目録	
備考	

様式第6号(第9関係)

		第年	月	号 日
山形県警察本部長	殿	警 察		長
法	令 違 反 行 為 等 認 知 通 報			
インターネット型	性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規	制等に関	する	法律第
条第 項に規	まする □行政処分事由に該当する 事実を認			
おり通報する。	^{促りる} □行政処分に違反する ^{事呆で№}			
事 業 者 の 氏名又は名称 (法人の場合は、代 表者の氏名)				
事 業 者 の 住 所				
使用している呼称				
送信元識別符号				
受 理 番 号				
受 理 年 月 日				
その他参考事項				

違反行為をし、 又は処分に 違反した者 に関する事項		
違反行為をし、 又は処分に違反 した年月日		
違反行為又は 処分に違反した 行為の内容		
	事案名	
上記違反行為又は	罪名	
処分に違反した 行為が刑事処分に	検挙年月日	
係るものである場合	送致年月日	
	送致検察庁	
その他参考事項		
担 当 者	職名	
世 ヨ 有	氏名	

備 考 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上添付すること。

別記様式第1号(第2関係)

(一部改正〔令和5年例規(生企)7号〕)

様式第2号 削除

(削除〔令和5年例規(生企)7号〕)

様式第3号(第6関係)

(全部改正〔令和5年例規(生企)7号〕)

様式第4号(第7関係)

(一部改正〔令和3年例規(警)18号〕)

様式第5号(第8関係)

様式第6号(第9関係)

(全部改正〔令和5年例規(生企)7号〕)